記

名称及び主たる事務所の所在地

命令の要旨

宮崎県リサイクル事業協同組合

宮崎県宮崎市大字細江字時雨西迫5560番地５

中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

協同組合グリーンウェーブ

宮崎県宮崎市江平中町５番地１

中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

宮崎県コンクリートブロック工業組合

宮崎県宮崎市大字熊野2621番地　大淀建材内

中小企業団体の組織に関する法律第69条第３項の規定に基づき解散を命ずる。

教示

１　この処分について不服がある場合は、行政不服審査法第２条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、書面により宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、処分のあったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると、処分の審査請求をすることができなくなります。

２　この処分についての取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、宮崎県を被告（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事になります。）として提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

解散命令公告

宮崎県公告

　下記に掲げる組合は、その代表権を有する者が欠けており、又はその所在が知れないので、中小企業等協同組合法第106条第３項及び中小企業団体の組織に関する法律第69条第４項で準用する中小企業等協同組合法106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

　令和８年１月22日

宮崎県知事　河野　俊嗣